新	旧
振込規定	振込規定
お客さまけ 住信 SBI えいb銀行(以下「当社」といいま	(6自加)

お客さまは、住信 SBI ネット銀行(以下「当社」といいま す。)と振込にかかる取引を行う場合は、この規定(以下 「本規定」といいます。)における下記条項のほか、別途定 める各取引に係る規定に従うことに同意するものとします。

# 第1条(適用範囲)

インターネットバンキング、テレフォンバンキングまたは振 込依頼書による当社または他の金融機関の国内本支店に ある受取人の預金口座あての振込については、<u>本</u>規定に より取扱います。

## 第2条(振込の依頼)

- 1. インターネットバンキングまたはテレフォンバンキング (以下「バンキングサービス」といいます。) による振込 の依頼は、次により取扱います。
  - (1)~(5) 略
- 2. 略
- 3. 前二項に定める依頼内容について不備があった場合、これにより生じた損害については、当社は責任を 負いません。
- 4. 略

#### 第3条(取引日付)

- 1. インターネットバンキングによる振込の依頼の場合は、次により取扱います。
  - (1)略
  - (2)他の金融機関の国内本支店にある受取人の預金 口座あての振込で、振込指定日の指定がない場合、 原則として当社が依頼内容を受信した日を振込指定 日とする振込の依頼としてこれを取扱います。ただし、 振込指定先の金融機関が振込通知を受信できないこ とその他のやむを得ない事情により、当社が依頼内容 を受信した日の翌銀行営業日を振込指定日とする振 込予約の依頼として取扱う場合があります。

(3)略

# 第1条(適用範囲)

インターネットバンキング、テレフォンバンキングまたは振 込依頼書による当社または他の金融機関の国内本支店に ある受取人の預金口座あての振込については、<u>この</u>規定 により取扱います。

## 第2条(振込の依頼)

- 1. インターネットバンキングまたはテレフォンバンキング による振込の依頼は、次により取扱います。
  - (1)~(5) 略
- 2. 略
- 3. 前各項に定める依頼内容について不備があった場合、これにより生じた損害については、当社は責任を 負いません。
- 4. 略

#### 第3条(取引日付)

- インターネットバンキング<u>またはテレフォンバンキング</u>による振込の依頼の場合は、次により取扱います(1)略
  - (2)他の金融機関の国内本支店にある受取人の預金 口座あての振込で、振込指定日の指定がない場合、 原則として当社が依頼内容を受信した日を振込指定 日とする振込の依頼としてこれを取扱います。ただし、 振込指定先の金融機関が振込通知を受信できないこ とその他のやむを得ない事情により、当社が依頼内容 を受信した日の翌銀行営業日を振込指定日とする振 込予約の依頼となる場合があります。
  - (3)略

(4)前各号の定めにかかわらず、当社が必要と判断した場合には、振込または振込予約(以下「振込等」といいます。)の依頼について調査を行うことができるものとし、当該調査を行った場合には、振込契約を成立させることに支障がないことの確認が取れた日(ただし、振込指定先の金融機関が振込通知を受信できないことその他のやむを得ない事情がある場合は、当該確認が取れた日の翌銀行営業日)または前号に定める振込指定日のいずれか遅い日を振込指定日とする振込の依頼または振込予約の依頼としてこれを取扱います。

2. テレフォンバンキングによる振込の依頼の場合は、次により取扱います。

#### (1) $\sim$ (3) 略

- (4)前各号の定めにかかわらず、当社が必要と判断した場合には、振込等の依頼について調査を行うことができるものとし、当該調査を行った場合には、振込契約を成立させることに支障がないことの確認が取れた日(ただし、振込指定先の金融機関が振込通知を受信できないことその他のやむを得ない事情がある場合は、当該確認が取れた日の翌銀行営業日)または前号に定める振込指定日のいずれか遅い日を振込指定日とする振込等の依頼としてこれを取扱います。
- 3. 振込依頼書による振込の依頼は、次により取扱います。

#### (1)略

(2) 振込依頼書に記入された振込指定日が依頼日当日以前で、銀行営業日の当社が当日受付締切時間までに当社が振込依頼書を受付けた場合は、依頼日当日を振込指定日とする振込の依頼としてこれを取扱います。当日受付締切時間終了後に振込依頼書を受付けた場合は、依頼日の翌銀行営業日を振込指定日とする振込予約の依頼としてこれを取扱います。

 $(3) \sim (4)$  略

#### 第4条(振込契約の成立)

- 1. 振込契約は、当社が振込等の依頼内容を確認し、振込資金等の受領を確認したときに成立するものとします。
- 2. 振込資金等は、振込指定日に、お客さま名義の代表

(4)前各号の定めにかかわらず、当社が必要と判断した場合には、振込の依頼および振込予約の依頼について調査を行うことができるものとし、当該調査を行った場合には、振込契約を成立させることに支障がないことの確認が取れた日(ただし、振込指定先の金融機関が振込通知を受信できないことその他のやむを得ない事情がある場合は、当該確認が取れた日の翌銀行営業日)または前号に定める振込指定日のいずれか遅い日を振込指定日とする振込の依頼または振込予約の依頼としてこれを取扱います。

2. テレフォンバンキングによる振込の依頼の場合は、次により取扱います。

#### (1) $\sim$ (3) 略

- (4)前各号の定めにかかわらず、当社が必要と判断した場合には、振込<u>の依頼および振込予約</u>の依頼について調査を行うことができるものとし、当該調査を行った場合には、振込契約を成立させることに支障がないことの確認が取れた日(ただし、振込指定先の金融機関が振込通知を受信できないことその他のやむを得ない事情がある場合は、当該確認が取れた日の翌銀行営業日)または前号に定める振込指定日のいずれか遅い日を振込指定日とする振込<u>の依頼または振込</u>予約の依頼としてこれを取扱います。
- 3. 振込依頼書による振込の依頼は、次により取扱います。

#### (1)略

(2)振込依頼書に記入された振込指定日が依頼日当日以前で、銀行営業日の当社が別途定める時間(以下「当日受付締切時間」といいます。)までに当社が振込依頼書を受付けた場合は、依頼日当日を振込指定日とする振込の依頼としてこれを取扱います。当日受付締切時間終了後に振込依頼書を受付けた場合は、依頼日の翌銀行営業日を振込指定日とする振込予約の依頼としてこれを取扱います。

(3)  $\sim$  (4) 略

# 第4条(振込契約の成立)

- 1. 振込契約は、当社が振込の依頼内容を確認し、振込資金等の受領を確認したときに成立するものとします。
- 2. 振込資金等は、振込指定日に、お客さま名義の代表

口座円普通預金から振替ることにより受領するものとします。振込予約の依頼をした場合には、振込指定日の前日までに振込資金等を代表口座円普通預金にご入金ください。振込等の依頼の場合で、振込指定日に代表口座円普通預金の出金可能額(当座貸越を利用できる範囲内の金額を含み、以下同様とします。)が振込資金等の金額に満たない場合は、当該振込等の依頼は取消されたものとします。これにより生じた損害については、当社は責任を負いません。この場合、当社よりお客さまへの連絡は行いません。

- 3. 同日を振込指定日とする複数件の振込等の依頼がされた場合において、その総額が振込指定日の代表口座円普通預金の出金可能額をこえるときは、いずれの振込等の依頼に応じるかは当社の任意とします。出金可能額が不足していたことにより振込が行われなかった振込等の依頼は取消されたものとみなし、これにより生じた損害については、当社は責任を負いません。この場合、当社よりお客さまへの連絡は行いません。
- 4. <u>前二項</u>にかかわらず、振込資金等の振替実行時点で当社がお客さま名義の代表口座円普通預金の出金可能額を確認できない等のやむをえない事由により、当社が振込<u>等</u>の依頼を有効として取扱った場合は、すみやかに、振込資金等に不足する金額を、代表口座円普通預金へご入金いただくものとします。

5. 略

# 第5条~第10条 略

# 第11条(規定の準用)

本規定に定めのない事項については、銀行取引規定のほか、当社の他の規定、規則などすべて当社の定めるところによるものとします。当社の他の規定、規則などは当社WEBサイトへの掲示により告知します。

#### 第12条(規定の変更)

当社は、次の各号に該当する場合には、あらかじめ、効力発生日を定め、本規定を変更する旨、変更後の内容および効力発生日を、当社 WEB サイトにおいて公表するほか、必要があるときにはその他相当な方法で周知した上で、本規定を変更することができます。

(1)変更の内容がお客さまの一般の利益に適合するとき。

口座円普通預金から振替ることにより受領するものとします。振込予約の依頼の場合で、振込指定日に代表口座円普通預金の出金可能額(当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます。)が振込資金等の金額に満たない場合は、当該振込<u>予約</u>の依頼は取消されたものとします。これにより生じた損害については、当社は責任を負いません。この場合、当社よりお客さまへの連絡は行いません。振込予約の依頼をした場合には、振込指定日の前日までに振込資金等を代表口座円普通預金にご入金ください。

(追加)

- 3. 前項にかかわらず、振込資金等の振替実行時点で当 社がお客さま名義の代表口座円普通預金の出金可 能額(当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みま す。)を確認できない等のやむをえない事由により、当 社が振込の依頼を有効として取扱った場合は、すみ やかに、振込資金等に不足する金額を、代表口座円 普通預金へご入金いただくものとします。
- 4. 略

# 第5条~第10条 略

# 第11条(規定の準用)

この規定に定めのない事項については、当社の定める他の規定などにより取扱います。当社の規定は、当社 WEBサイト上に掲示します。

#### 第12条(規定の変更)

当社は、この規定の内容を変更する場合があります。その場合には、当社は変更日・変更内容を当社 WEB サイト上に掲示することにより告知し、変更日以降は変更後の内容により取扱うものとします。

(2)変更の内容が、本規定に基づくお客さまと当社との契約の目的に反せず、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らし、合理的なものであるとき。